

2020年12月18日
日本銀行

「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション基本要領」の一部改正等について

日本銀行は、令和2年12月17・18日の政策委員会・金融政策決定会合において、新型コロナウイルス感染症への対応として、引き続き、企業等の資金繰りを支援していく観点から、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

記

1. 「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション基本要領」（令和2年3月16日決定）を別紙1のとおり一部改正すること。
2. 「系統中央機関の会員である金融機関による新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用に関する特則」（令和2年4月27日決定）を別紙2のとおり一部改正すること。
3. 「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」（平成25年4月4日決定）を別紙3のとおり一部改正すること。

以上

<本件照会先>

企画局 矢野・引馬 (03-3277-2877)

「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション基本要領」中
一部改正

- 8. を横線のとおり改める。

8. 貸付先ごとの貸付限度額

略（不変）

(1) 略（不変）

(2) 各貸付先が別に定める時点で新型コロナウイルス感染症対応として行っている中小企業等への融資の残高に相当する金額のうち、次のイ. およびロ. に掲げるものの合計額

イ. 略（不変）

ロ. イ. の融資に融資条件の面で準じる融資の残高に相当する金額 ~~（ただし、1,000 億円を上限とする。）~~

- 9. を横線のとおり改める。

9. 貸付受付期間

令和 3 年 ~~3~~9 月 ~~31~~30 日までとする。

- 附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、令和 3 年 ~~3~~9 月 ~~31~~30 日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

(附則)

9. および附則にかかる一部改正は、本日から実施し、8. にかかる一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「系統中央機関の会員である金融機関による新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用に関する特則」中一部改正

○ 2. を横線のとおり改める。

2. 基本要領 8. の規定にかかわらず、この特則に基づく貸付けを受ける場合の各系統中央機関の貸付限度額は、基本要領 8. に定める合計額に、次の（1）および（2）の合計額を加えた金額とする。ただし、貸付実行時点における当該系統中央機関が差入れている共通担保の担保余裕額相当額を超えることはできない。

（1）略（不変）

（2）1. （2）により会員金融機関が当該系統中央機関に報告した、基本要領 8. （2）イ. に定める融資の残高に相当する金額および基本要領 8. （2）ロ. に定める融資の残高に相当する金額（ただし、~~会員金融機関あたりの上限額は 1,000 億円とする。~~）の合計額

○ 附則を横線のとおり改める。

（附則）

本措置は、総裁が別に定める日から実施し、令和 3 年 ~~3~~9 月 ~~31~~30 日をもって廃止する。

（附則）

附則にかかる一部改正は、本日から実施し、2. にかかる一部改正は、総裁が別に定める日から実施する。

「コマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」 中一部改正

○ 附則 2. から 4. までを横線のとおり改める。

2. 社債等の買入対象は、令和 3 年~~3~~9月~~31~~30日までの間、基本要領 4. (6) および (7) の規定にかかわらず、それぞれ次のとおりとする。

(1) }
(2) } 略 (不変)

3. 一発行体当りの買入残高の上限は、令和 3 年~~3~~9月~~31~~30日までの間、基本要領 5. の規定にかかわらず、CP 等については 5,000 億円、社債等については 3,000 億円とする。ただし、買入れの時点において、買入残高が買入毎に本行が別に定める時点における一発行体の総発行残高に占める割合が、CP 等については 5 割、社債等については 3 割を超えているものは、買入対象から除外する。

4. 一発行体当りの買入残高の上限は、CP 等については令和 3 年~~4~~10月 1 日から令和 4 年~~3~~9月~~31~~30日までの間、社債等については令和 3 年~~4~~10月 1 日から令和 8 年~~3~~9月~~31~~30日までの間、金融調節の円滑な遂行の観点から必要と認める場合には、基本要領 5. の規定にかかわらず、3. 本文またはただし書きに規定する水準から基本要領 5. 本文またはただし書きに規定する水準までの範囲内において決定し得るものとする。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。